

京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第57号）（総務局人事部給与課）

諸般の状況により、次のとおり市会議員の期末手当の支給割合の限度を改定するとともに、3月に支給する期末手当を廃止することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
3月支給分	100分の35	
6月支給分	100分の145	100分の160
12月支給分	100分の155	100分の170

上記の改正は、平成16年4月1日から実施することとしました。

京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第57号

京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

京都市会議員期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「掲げる」の右に「区分に応じ当該各号に掲げる」を加え、同項第1号を削り、同項第2号中「100分の145」を「100分の160」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「100分の155」を「100分の170」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)